（医療情報の提供停止の求めの方法）

第二十七条　法第三十条第一項の規定による提供の停止の求めは、医療情報取扱事業者に対し、書面又は口頭その他の方法で行うものとする。

（医療情報の提供に係る事前の通知等）

第二十八条　法第三十条第一項又は第二項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報によって識別される本人又はその遺族が当該提供の停止を求めるために必要な期間を定めて通知すること。

二　本人が法第三十条第一項各号に掲げる事項を認識することができる適切かつ合理的な方法によること。

2　医療情報取扱事業者が、法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をするときは、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一　主務大臣が定めるところにより、電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二　様式第二十九による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出する方法

3　医療情報取扱事業者が、代理人によって法第三十条第一項又は第二項の規定による届出をする場合には、様式第三十によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を主務大臣に提出しなければならない。

（医療情報の提供に係る主務大臣による公表）

第二十九条　法第三十条第三項の規定による公表は、同条第一項又は第二項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（医療情報の提供に係る医療情報取扱事業者による公表）

第三十条　医療情報取扱事業者は、法第三十条第三項の規定による公表がされたときは、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第一項に掲げる事項（同項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。

（書面の交付）

第三十一条　法第三十一条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項に規定する求めがあった旨

二　前号の求めを行った者の氏名及びその他の当該者を特定するに足りる事項

三　第一号の求めを受けた年月日

四　法第三十一条第一項に規定する主務省令で定める書面を交付する旨

五　医療情報の提供の停止の年月日

六　第一号の求めにより交付する書面の交付年月日

（書面の写し等の保存義務）

第三十二条　法第三十一条第三項の規定による書面の写し又は電磁的記録の保存は、同条第一項の規定により書面を交付し、又は同条第二項の規定により電磁的記録を提供した日から三年間行わなければならない。

（医療情報の提供に係る記録の作成）

第三十三条　法第三十二条第一項の規定による記録の作成は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成するものとする。

二　医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供したときは、その都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該認定匿名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときは、一括して作成することができる。

（医療情報の提供に係る記録事項）

第三十四条　法第三十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項の規定により医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供した年月日

二　前号の認定匿名加工医療情報作成事業者の名称及び住所その他の当該認定匿名加工医療情報作成事業者を特定するに足りる事項

三　第一号の医療情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

四　当該医療情報の項目

2　前項各号に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十二条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。

（医療情報の提供に係る記録の保存期間）

第三十五条　法第三十二条第二項の主務省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

一　第三十三条第二号ただし書に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る医療情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間

二　前号以外の場合　三年間

（医療情報の提供を受ける際の確認）

第三十六条　法第三十三条第一項の規定による確認は、次の各号に掲げる事項の区分に応じて、当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第三十三条第一項第一号の事項　医療情報を提供する医療情報取扱事業者から申告を受ける方法その他の適切な方法

二　法第三十三条第一項第二号の事項　法第三十条第三項の規定により主務大臣の公表が行われた旨及び医療情報取扱事業者からの医療情報の取得の経緯を示す記録の提示を受ける方法その他の適切な方法

2　前項の規定にかかわらず、医療情報取扱事業者から他の医療情報の提供を受けるに際して既に前項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）をした事項については、当該事項の内容と当該提供に係る法第三十三条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（医療情報の提供を受ける際の記録事項）

第三十七条　法第三十三条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条第一項の規定により医療情報の提供を受けた年月日

二　法第三十三条第一項各号に掲げる事項

三　第一号の医療情報によって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

四　第一号の医療情報の項目

五　法第三十条第三項の規定により公表されている旨

2　前項に掲げる事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第三十三条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録の作成を省略することができる。